

令和5年度第1回教科用図書選定審議会議事録

令和5年4月24日(月)

15:00～16:00

1 開会（事務局）

- ・ 開会

2 主催者挨拶（坂本美知治教育次長兼学校教育室長）

- ・ 本日はお忙しい中、本審議会にお集まりいただき誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日頃より県教育委員会の取組に多大なる御支援御協力をいただいていることに、感謝申し上げます。
- ・ 本審議会は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、教科用図書の採択を円滑かつ適正に実施することを趣旨に開催するものであります。
- ・ 本年度の教科書採択は、義務教育学校及び特別支援学校の小学部を含む小学校用教科書、並びに学校教育法附則第9条の規定による、特別支援教育で使用される一般図書が対象となります。
- ・ 本日の第1回審議会では、県内の義務教育諸学校で使用いたします教科書の「採択基準」等について、御審議をいただきます。
- ・ なお、小学校用教科書の採択は、原則4年ごとに行われており、前回は令和元年度に採択を行いました。今年度は「特別の教科道徳」「小学校外国語」を含む、全教科13種目の採択を行うこととなります。
- ・ 県教育委員会といたしましては、教科書採択における、公平性・透明性の確保を徹底し、各地域の採択協議会並びに市町村教育委員会等に対する指導・助言を適切に行いながら、採択業務を公正かつ公平に進めてまいりたいと考えております。
- ・ 委員の皆様におかれましては、その点もご理解いただき、十分な御審議をいただきますようお願い申し上げ、挨拶といたします。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

3 委員紹介

(武藤美由紀義務教育課長)

- ・ 委員の皆様方を御紹介いたします。お手元の令和5年度教科用図書選定審議会資料の2ページの名簿の順に御紹介いたします。

(略)

(最上一郎特別支援教育課長)

- ・ 引き続き、令和5年度の教科用図書採択に関する情報公開への対応について御説明いたします。

(略)

4 会長・副会長選出

- ・ 会長：佐藤卓委員、副会長：荒川享司委員

5 会長挨拶

(略)

6 署名委員の委嘱

- ・ 田代航委員、君塚裕子委員

7 質問

- ・ 県教育委員会（坂本美知治教育次長兼学校教育室長）から審議会会长（佐藤卓委員）へ

8 事務局説明＜進行：審議会会长＞

(事務局)

- ・ それでは、まず、お手元の資料につきまして、御確認いただきます。資料は、3種類でございます。一つ目は、「令和5年度 第1回 教科用図書選定審議会」という資料。これを本資料と呼びます。二つ目は、別冊の資料7「教科書制度の概要」について、三つ目は、これも別冊で、資料8「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書」についてです。
- ・ この第1回審議会では、法的根拠、仕組み等について委員の皆様におわかりいただくため、事務局より説明をさせていただきます。分量が多く大変申し訳ございませんが、御了承ください。
- ・ それでは、はじめに、「令和5年度第1回教科用図書選定審議会」という資料（本資料）を御準備下さい。1ページをお開き下さい。資料1は、この教科用図書選定審議会の規則です。この審議会は、「義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律」並びに「岩手県の条例」に定められており、それらの法律を受けて、本県がこの規則を定めたものです。
- ・ 次の2ページ、資料2は、本日御出席いただいております、選定審議会の20名の方々の委員名簿です。委員は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」の第9条により、御覧のように第1号委員、第2号委員、第3号委員と指定されております。
- ・ 3ページをお開き下さい。資料3-1は、教科用図書採択地区の一覧です。令和元年度に採択地区の改正が行われ、県内の採択地区は8つに分かれております。また、このほかに、県立一関第一高等学校附属中学校があり、県教育委員会が採択に直接関わることになっております。
- ・ 4ページ、5ページの資料3-2は各地区の採択協議会の規約の例示です。
- ・ 6ページ、資料4は、教科書を常に展示してある場所、「教科書センター」の一覧です。県内に18箇所ございます。
- ・ 続いて、7ページ、資料5-1は、令和5年度使用小学校教科用図書を採択地区ごとに示した一覧です。平成30年度に検定に合格した教科書から、令和元年度に採択され、令和2年から令和5年度までの4年間使用いたします。なお、採択地区名の脇にある「比較」という

欄は、令和元年度までの教科書と異なるかどうかを示しています。空欄の場合、前回と同じということ、会社名が書いてある場合は、異なるということを示しています。

- ・ 8ページ、資料5－2は、同じく中学校の教科書一覧です。令和元年度に検定に合格した教科書から、令和2年度に採択され、令和3年度から令和6年度まで4年間使用いたします。
- ・ 9ページ、資料6－1は、法律の抜粋です。小中学校の教科書については、無償ということとで、きめ細かく法律が定められております。12ページまで関係する法律を載せております。
- ・ 13ページ、資料6－2は、文部科学省からの通知です。先ほどの様々な法律と、この文部科学省からの通知を根拠にして、教科書採択が行われております。
- ・ 26ページ、資料6－3も、文部科学省からの通知です。採択の事務処理の際に留意する事項が示されております。
- ・ 次に、別冊の資料7「教科書制度の概要」(抜粋)を御準備ください。教科書の「採択」ということにつきまして御説明申し上げます。資料7の4ページをお開きください。「6 教科書採択の方法」とございます。その「1 採択の権限」の部分を御覧ください。始めの部分を読ませていただきます。「教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することです。その権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあります。また、国・私立学校で使用される教科書の採択の権限は校長にあります。」とあります。
- ・ 次に、教科書の採択の仕組みについて説明いたします。6ページの「図3 義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み」を御覧ください。本日行っている「教科用図書選定審議会」は、この図の「左側」にあります。では、図に示されている①～⑦について、順に説明いたします。
- ・ ①は、教科書会社が、教科書検定を合格した教科書で、次年度に発行しようとするものについての届け出を行うということです。
- ・ ②は、それを受け、文部科学大臣がその教科書の目録を、教育委員会を通じて送付することです。目録の送付をもって、新たに検定を経た教科書が発行されたかどうかを示すことになります。
- ・ ③は、教科書の見本を各教育委員会等に送付することです。
- ・ ④は、この審議会と都道府県教育委員会との関わりです。先ほど、「教科用図書の採択の基準」等について皆様に諮詢いたしましたが、これから御審議いただくこととなります。また、その「教科用図書選定審議会」の記述のすぐ下に「上向きの矢印と(調査員)」という記述があります。小・中学校については、4年に1回、全面的に採択替えという時に、新たに発行された教科書について調査することになります。今年度は、小学校全種目と特別支援教育で使用する一般図書の調査を行うこととなり、調査資料については、審議委員の方々から御意見をいただきまして、本審議会として答申をまとめることとなります。
- ・ 第2回審議会において、各種目の調査資料について審議員に説明いたしますので、全体会の際にはそれを基に、調査資料について御報告いただいた上で、協議で御意見をいただくこととなります。
- ・ ⑤は、この県教育委員会が各採択地区内の市町村教育委員会に対し、指導・助言・援助をすることを表しています。「指導・助言・援助」の例としては、これから御審議いただく「採

択基準」や「資料作成基準」を、市町村教育委員会に通知等で示すことでございます。

- ・ ⑥は、どのような教科書が発行されているのかを広く多くの方々に示す意味で、各採択地区に教科書センターを設置し、発行されている教科書全てを展示しているということです。教科書センターについては、先ほど「教科用図書選定審議会」本資料の6ページの資料4で御覧いただいたところです。
- ・ ⑦は、各採択地区内市町村教育委員会が、独自に調査・研究した上で、県から示された資料を参考にしながら、1種目につき1種類の教科書を採択するということです。今年度は、各採択地区において調査が行われ、小学校と特別支援学校関係の図書について採択が行われることになります。
- ・ 次に、採択地区にかかわることを、説明いたします。次のページ（7ページ）を御覧下さい。「3 共同採択」の部分です。1行目から6行目まで読みます。「市町村立の小・中学校で使用される教科書の採択の権限は市町村教育委員会にありますが、採択に当たっては、都道府県教育委員会が『市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域』を採択地区として設定します。採択地区が2以上の市町村の区域を併せた地域（共同採択地区）であるときは、地区内の市町村教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに一種の教科書を採択することとされています。」とあります。ここで言う「採択地区」が、岩手県の場合、先ほどの「教科用図書選定審議会」本資料の3ページの資料3-1のとおり、『市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域』として、8つ設置されているということです。
- ・ 次に、別冊の資料8につきまして、特別支援教育担当が御説明申し上げます。

(事務局)

- ・ 別冊資料8のご準備をお願いいたします。「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について」の資料になります。
- ・ 資料8-1は、令和5年度に使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について、昨年度の教科用図書調査員による調査研究として見本を購入し、それについての理由書見本を作成し、教科用図書選定のための資料としたものです。1ページが一覧となっており、その後理由書が続いております。
- ・ 次に付箋がついているページ資料8-2は、令和5年度に使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について、昨年8月に県内各特別支援学校に採択許可したものの一覧になります。
- ・ 以上、特別支援教育関係も含め「資料の説明」を終了します。

9 協議

(佐藤会長)

- ・ 事務局からの説明ありがとうございました。それでは、ここから協議に入ってまいります。まず、先ほど諮問されました内容について、協議をいたします。先ほどの諮問に関する書類等について、事務局から配付をお願いします。

(事務局が諮問書（写）と採択基準、資料作成基準を委員に配付)

(佐藤会長)

- ・ それでは、皆様、諮問書を御覧ください。諮問された点は2点あります。それについて、事務局から説明の後、協議して参ります。
- ・ 1点目、「令和6年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基準について」です。事務局から提案の説明をお願いします。

(事務局)

- ・ 「令和6年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基準」について御説明申し上げます。私からは、特別支援教育関係の教科書以外の部分を御説明いたします。
- ・ お手元の「令和6年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基準（案）」を御覧いただきます。では、まず、「採択基準」について申し上げます。
- ・ 採択基準とは、「採択に関する一般的な基準であり、地域の状況や児童生徒の学力等を考慮した一般的な指針、または、共同採択の際の協議の方法等、採択の手続きに関する基準」を指します。採択基準は、大きく3つから構成されています。太字により1、2、3で示しています。1は、内容や組織・配列・分量に係ることを示しております。2は、使用上の配慮や工夫に係ることを示しております。3は、手続きのこととなっております。
- ・ 次に、3番の「令和5年度における教科書採択に関する手続き等は次のとおりにすること」以降の部分について説明申し上げます。この部分は、大きく4つ、すなわち、(1)「市町村立学校の場合」、(2)「県立学校（特別支援学校の場合）」、(3)「県立学校（高等学校に併設する中学校の場合）」そして(4)「国立及び私立学校の場合」からなっております。
- ・ はじめに、市町村立学校の場合から説明させていただきます。アについて、採択は、県教育委員会の指導、助言、援助により行うこと。イ及びウについて、「令和5年度は、小学校用教科書について、すべての教科書について新たな採択をすること」「中学校用教科書は令和4年度と同一の教科書を採択すること。」とあります。ただし、エのとおり、一般図書はその限りではないということです。オは、採択地区の協議会に関することです。次のカです。これは、「公平・公正な採択と情報公開」を行うための部分です。
- ・ キ及びク、その次の(2)については、特別支援教育関係のことですので、この後、担当が説明いたします。
- ・ 次ページの(3)と(4)については、県立中学校、国立及び私立学校においても、今、説明した点において同様だということを示しています。
- ・ では、説明者を交替し、特別支援教育関係について、担当から御説明いたします。

(事務局)

- ・ 先ほど説明がありましたように、「市町村立学校の場合」のキとクにつきましては、特別支援学級において使用する教科書についての基準となります。
- ・ キの① 基本的には当該採択地区内の小学校、中学校において使用する教科書と同一のものを採択することになります。
- ・ キの② 特別の教育課程を編成し、教科により当該学年用の検定教科書を使用することが適当でない場合には、原則として、下学年用の検定教科書又は特別支援学校用の文部科学省著作教科書を採択することになります。
- ・ キの③ 下学年用の検定教科書又は文部科学省著作教科書の使用が適切でない場合には、

一般図書として絵本等を採択することができます。

- ・ クの① 一般図書の選定に当たっては、学校の教育目標及び方針に照らして適切であり、
② 地域や学校の特性及び児童生徒の障がいの種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内
容で、指導を効果的に展開できるようなものでなくてはなりません。
- ・ 続きまして（2）県立学校の場合について説明いたします。具体的には特別支援学校がこ
れにあたります。
- ・ アについては、令和6年度使用の特別支援学校の小学部及び中学部の使用教科書は、市町
村立の小学校、中学校と同様、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、先ほど、
係が説明申し上げた、（1）市町村立学校の場合のイ・ウと同様になります。
- ・ イ については、先ほど特別支援学級でも御説明いたしましたとおり、特別支援学校にお
いても学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択することができます。これは、毎年
度採択替えをすることができるということが次のウの規定でございます。
- ・ また、この絵本等と検定教科書、文部科学省著作教科書を併せて採択することはできませ
ん。これがエの規定でございます。
- ・ 次に、オ でございますが、視覚障がいを対象とする特別支援学校の弱視者の「国語」に
ついては検定教科書の他に点字版の教科書も併せて採択できるということでございます。
- ・ カ につきましては、聴覚障がいを対象とする特別支援学校の「国語」については文部科
学省著作の「言語指導」または「言語」の他に、国語の検定教科書を併せて採択できるとい
うことでございます。
- ・ キ につきましては、知的障がいを対象とする特別支援学校小学部の「生活」については、
教科の内容によって教科の主たる教材として適切な教科書を採択できるということでござい
ます。
- ・ 以上、特別支援学級と特別支援学校の教科書採択基準について御説明いたしました。
- ・ それでは、令和6年度に使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基準を定めて調査研究
を進めてよろしいか御協議いただきたいと思います。

(佐藤会長)

- ・ 事務局ありがとうございました。それでは、事務局の説明について、委員の皆さんから御
質問、御意見等ございますか。

審議委員了承

(佐藤会長)

- ・ よろしいですか。では、「令和6年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基
準について」は、このとおりとさせていただきます。
- ・ 続いて、2点目、「令和6年度において使用する教科用図書を選定するための資料作成基準
について」です。事務局から説明お願いします。

(事務局)

- ・ 「教科用図書を選定するための資料作成基準」について御説明いたします。先ほど承認さ

れた採択基準にそって、今後、「教科用図書を選定するための資料」を作成することとなります。そこで、どのような観点で教科用図書の調査をするのかを定めたものが、この「資料作成基準」でございます。

- ・ 「1 内容」については、「各教科」と「特別の教科道徳」で文言を見直し整理しております。見直した理由としましては、学習指導要領において、「特別の教科道徳」を除く各教科の目標は「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」という育成を目指す三つの資質・能力の柱に基づいて示されております。その三つの柱に応じて、「各教科」の項目1～3の見直しを図りました。
- ・ また、「特別の教科道徳」については、「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」が目標となっており、他の教科等のように目標を「資質・能力三つの柱」で分節することができない特徴をもつことから、「特別の教科道徳」の目標に示されている「道徳性を養うために行う学習」に即して見直しを図り設定いたしました。
- ・ 「2 組織、配列、分量」については、全種目に共通する基準として前回採択と同様となっております。
- ・ 「3 使用上の配慮や工夫」については、前回採択と同様(1)から(3)まで全種目に共通する基準となっております。ただし、小学校英語については、本資料6-2の文科省通知の中で、「令和6年度以降英語の学習者用デジタル教科書が紙の教科書と併せて提供される予定であること」「採択にあたっては小学校英語のデジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることができる」とが示されていることから、小学校英語のみ(4)の項目を新たに設定したいと考えております。
- ・ なお、小学校英語のデジタル教科書については、文科省からは5月上旬に一部を見本として提供予定であることが、本資料6-2の文科省通知に示されていることから、県の調査員会議にデジタル教科書が間に合う場合は(4)の項目を扱うこととし、間に合わない場合は扱わないこととしたいと考えております。
- ・ 一般図書（特別支援学校・学級用）の選定の理由につきましても、個々に示した分析調査の観点を基に作成いたしたいと考えておりますので、この分析調査の観点でよろしいか御協議いただきたいと思います。
- ・ 以上で資料の作成基準についての提案を終わります。

(佐藤会長)

- ・ 事務局ありがとうございました。それでは、事務局の説明について、委員の皆さんから御質問、御意見等ございますか。

審議委員了承

(佐藤会長)

- ・ よろしいでしょうか。それでは、「令和6年度において使用する教科用図書を選定のための資料作成基準について」は、このとおりとさせていただきます。

- ・ それでは、「その他」について、事務局からお願ひいたします。

(事務局)

- ・ 今後の進め方について、御説明申し上げます。
- ・ 御協議いただきました採択基準及び資料作成基準につきましては、御了解いただきましたので、各市町村教育委員会へ送付させていただきます。
- ・ 今後につきましては、県といたしましても、教科用図書選定審議会規則第5条により、教科用図書調査員を置き、令和6年度において使用する小学校すべての教科書、一般図書を対象にして、調査研究をいたします。
- ・ 教科用図書の調査員は、お手元にお配りした両面印刷1枚ものの資料に示したとおりでございますので御覧ください。
- ・ なお、この調査員の氏名につきましては、8月31日まで公開しないこととなっておりますので、回収させていただきます。この会議終了後、御自分の座席に置いたままでお願ひいたします。
- ・ 次に、第2回審議会の概要につきまして、お諮りいたします。第2回審議会は、6月7日（水曜日）に開催予定でございます。部会協議が13時30分から、全体会が15時から、開催予定でございます。
- ・ 第2回審議会では、調査員が行った小学校すべての教科書と一般図書の調査資料について審議していただきます。
- ・ なお、第3回の選定審議会につきましては、第2回の審議会の際に改めてお諮りいたします。
- ・ 第2回審議会及びその後の進め方について、今御説明申し上げた通りに進めてよろしいか伺います。よろしいでしょうか。

審議委員了承

- ・ それでは、そのように進めて参ります。
- ・ 以上で、今後の進め方についての提案を終わります。ありがとうございました。

(佐藤会長)

- ・ では、以上で、協議の部分を終わります。皆様、慎重審議、御協力どうもありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

10 その他

(事務局)

- ・ 諸連絡

11 閉会

(事務局)

令和5年度第2回教科用図書選定審議会議事録

令和5年6月7日（水）

13:30～16:30

1 開会（事務局）

- ・ 開会

2 主催者挨拶（武藤美由紀義務教育課長）

- ・ 第2回教科用図書選定審議会に当たりまして、県教育委員会を代表し、一言御挨拶を申し上げます。
- ・ まずもって、委員の皆様におかれましては、御多用中のところ御出席たまわりまして、誠にありがとうございます。
- ・ 過日行われました第1回審議会におきましては、県内の義務教育諸学校において、児童生徒が使用する教科書の選定に関する「採択基準」及び「教科用図書選定のための資料の作成基準」等について、御審議いただき、ありがとうございました。
- ・ 本日は、令和6年度から使用される小学校用教科用図書並びに特別支援教育で使用するいわゆる一般図書の種目毎に調査員が調査した結果につきまして、その記述内容を、御審議いただくこととなっております。
- ・ 県教育委員会といたしましては、本審議会の答申に基づき、各市町村教育委員会に対しまして、指導、助言、援助を進めていくことになりますので、本日も引き続き十分な御審議をいただきますよう御願い申し上げ、挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

3 会長挨拶（佐藤会長）

- ・ 委員の皆様、会長の佐藤でございます。
- ・ 本日の第2回審議会では、県が実施した教科用図書の調査研究の結果について、審議をいたします。
- ・ まず、「教科用図書選定のための資料の作成基準」に基づいて、調査した結果について担当審議委員から報告をいただきます。その後、その報告について、審議することとなります。
- ・ 今回は、この後事務局から説明があると思いますが、それぞれの委員が各種目に分かれて調査資料について報告を受けることになっております。
- ・ 限られた時間ですので時間を有効に使い、調査資料について審議をお願いいたします。

4 全体会1

（佐藤会長）

- ・ それでは、事務局より、本日の審議について説明をお願いします。

（事務局）

- ・ それでは、本日の審議につきまして、御説明申し上げます。
- ・ 本日の資料は、3種類ございます。一つ目は、本日の実施要項、二つ目は、小学校用教科用図書選定のための資料（調査票）、三つ目は、学校教育法附則第9条教科用図書（一般図書）

の選定のための資料です。御確認下さい。

- ・ 二つ目、三つ目の「選定のための資料」は、前回御了解いただきました資料作成基準に基づきまして、種目ごとに各教科書の特長（よさ）を、限られた枠の中に短い文章で表現させていただいたものです。詳細につきましては、種目部会協議にて御確認願います。
- ・ 本日の日程等につきまして、御確認いただきますので、実施要項の表紙を御覧ください。
- ・ この全体会の後、各種目に分かれて、調査資料について御協議いただきます。
- ・ 勝手ながら各審議委員の皆様には、実施要項の2ページのように担当をお願いいたします。御確認下さい。
- ・ また、その表にある各種目の調査員主任が、皆様を、協議を行う部屋に御案内いたします。
- ・ 本日御参加いただきます審議員の皆様、並びに調査主任の皆様につきましては、2ページの名簿をもって御紹介に代えさせて頂きます。どうぞよろしくお願いいいたします。
- ・ 実施要項の3ページにお戻り下さい。
- ・ 種目部会協議の進め方について、簡単に御説明申し上げます。
- ・ 進め方を二つお示ししております。
- ・ 一つ目の基本となる進め方です。始めに、30分間ほどの時間で、審議委員の方だけで、調査票及び教科書に目を通します。
- ・ その後、各種目の調査員主任が、部屋に入りまして、20分間で調査資料について、御報告をさせていただきます。
- ・ 続いて、審議委員の方から質問を頂くとともに、報告の準備をする時間を10分程予定しています。
- ・ 二つ目は審議員の御意向を伺って進める方法です。初めから調査員が同室して協議する方法です。この場合は審議員の方と進め方を相談し、行っていただきます。
- ・ いずれの場合でも、各部会協議は、14時50分には終了するようお願いいたします。
- ・ 続いて、15時00分から、この部屋において、「全体会の2」を行い、御協議をいただきます。
- ・ この全体会2では、各種目を担当された審議委員の方々より、各種目の調査資料について御報告をいただきます。その報告は、調査票が適切に作成されているかどうか、またその妥当性について、2～3分程度で発表をいただきたいと存じます。
- ・ その後、御質問も含めて調査票全体について、御協議をいただきます。
- ・ 以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいいたします。

(佐藤会長)

- ・ それでは、ただいま事務局から日程等の説明がありました。
- ・ この後、各委員は種目部会協議の部屋に移動して部会協議を始めてください。
- ・ なお、全体会の再開は15:00とし、その際の報告は、実施要項の名簿の順序とします。なお審議員が二人の種目については、一人は種目の報告、もう一人は最後に感想発表をお願いいたします。
- ・ また、全体会2について、全員がそろった場合には、早めに進行することもあることを申し添えます。

5 種目部会協議

(略)

6 全体会2

(佐藤会長)

- ・ それでは、全体会を再開させていただきます。
- ・ 調査内容につきまして、報告と協議に進みます。
- ・ 先に申し上げたとおり、報告の順序は、実施要項の名簿の順序です。

(A委員)

- ・ 国語の調査委員による調査資料について報告いたします。
国語の教科書は3社から発行されており、各社の教科書についてきめ細かく調査されておりました。これから調査票に記述されている主な特長について報告いたします。
東京書籍は、単元で育成を目指す資質・能力が確実に育まれるよう、身に付けたい力を明確に示し、重点指導事項に即した言語活動を位置付けています。また、児童が主体的に学習に取り組むことができるよう、学習の見通しと、学びを価値付ける振り返りを重視した単元構成になっています。

教育出版は、単元で育成を目指す資質・能力が確実に育まれるよう、実生活や他教科等に関連した教材を取り上げ、必要感をもって課題に取り組むことができる学習活動を設定しています。また、児童が他者と交流して協働的に学習を進められるよう、学習過程に沿って児童の反応例や交流の例を示しています。

光村図書は、単元で育成を目指す資質・能力が確実に育まれるよう、巻頭で国語の学び方を示し、それに沿った流れで単元を構成しています。また、児童が主体的に学習に取り組むことができるよう、自らの問い合わせを追究して学びを深めていく学習過程になっています。

各社とも、学習のねらいと見通しを示し、児童の学習意欲と学びの実感を大切にしながら、学習指導要領の内容をもれなく取り上げています。そしてその系統性を踏まえ知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成が図られるよう作成されていることがよく分かる調査内容でした。

岩手の児童の実態、国語教育の現状や課題を踏まえ、かつ資料作成基準により、適切に調査されていることを報告いたします。

(B委員)

- ・ 書写の調査員による調査資料について報告いたします。
書写の教科書は、3社から発行されております。
東京書籍は、自己決定を促す発展教材を位置付けながら、毛筆と硬筆との運筆を関連させた学習過程を大切にし、資質・能力が身に付くよう工夫されています。また、知識及び技能を分類しながら重点化して配列し、系統的に学習できるよう配慮されています。
教育出版は、問い合わせにより課題を見出したり、教材や練習用紙を自己選択する学習活動を設定したりし、主体的な課題解決を通して資質・能力が身に付くよう工夫されています。また、具体的な言葉の説明を豊富に位置付け、運筆方法が理解できるよう配慮されています。

光村図書は、実感を伴って書写の原理・原則を理解する学習活動や、国語の教材の学習時期と合わせた関連教材を通して、資質・能力が身に付くよう工夫されています。また、擬態語とキャラクターの動きを通して、筆脈も含めた運筆方法が理解できるよう配慮されています。

各社とも、児童が主体的に学ぶことを大切にするとともに、知識及び技能の習得を図り、学習や生活に役立てる態度を育てることを重視する等、学習指導要領の趣旨を踏まえて作成されていることがよく分かる調査内容でした。

岩手の児童の実態を踏まえ、かつ資料作成基準に則り、適切に調査されていることを報告いたします。

(C委員)

- 社会の調査員による調査資料について報告いたします。

社会科の教科書は、3社から発行されております。

東京書籍は、選択・判断や、参画・提案する活動を重視し、問題解決的な学習を展開することにより、思考力、判断力、表現力等を育むことができるよう工夫されております。また、めあてを構造的に示したり、5年生と6年生は分冊にしたりすることで、内容のまとめを意識して学習が進められるよう配慮されております。

教育出版は、選択・判断したり、構想したりする活動を重視し、問題解決的な学習を展開することにより、思考力、判断力、表現力等を育むことができるよう工夫されております。また、選択する内容の種類を多くしたり、身近な地域の事象を数多く取り上げたりすることで、関心をもって追究できるよう配慮されております。

日本文教出版は、考えを交流し、深く追究する問題解決的な学習を展開することにより、思考力、判断力、表現力等を育むことができるよう工夫されております。また、SDGsと関連のある現代的な諸課題を追究する場面を適切に設けることで、よりよい未来に向けて主体的に考えることができるよう配慮されております。

各社とも、問題解決的な学習を展開し、思考力、判断力、表現力等の資質・能力の育成を目指しているという点において、学習指導要領に沿って作成されていることが分かる調査内容でした。

以上、岩手の児童の実態を踏まえ、かつ資料作成基準に則り、適切に調査されていることを報告いたします。

(D委員)

- 地図の調査員による調査資料について報告いたします。

地図帳は、2社から発行されております。

東京書籍は、地図の基本的な使い方の習得から始まり、児童が主体的に地理的理を進めることができるよう配慮されております。また、社会科以外の教科でも使用できる情報も掲載され、児童が積極的に地図帳を活用できるよう工夫されております。

帝国書院は、地図学習の入門期を大切にした紙面構成により、児童が興味・関心をもって意欲的に学習を進めることができるよう配慮されております。また、児童が地理的な様子を

より視覚的に捉えることができるよう色づかいが工夫されております。

各社とも、学習指導要領の趣旨を十分に踏まえるとともに、社会科学習の充実や発展に資する教科用図書として作成されたことがわかる調査内容でした。

また、岩手の児童や地域の実情を踏まえ、かつ資料作成基準に則り適切に調査されていることを報告いたします。

(E 委員)

- ・ 算数の調査員による調査資料について報告いたします。

算数の教科書は、6社から発行されております。

東京書籍は、算数・数学の問題発見・解決の過程に沿って、働きかけた数学的な見方・考え方、数学的なよきを振り返りながら、思考力、判断力、表現力等を育むよう配慮されております。

大日本図書は、協働的な学び方や言語活動のポイントを示しながら学習を進められるようにし、思考力、判断力、表現力等を育むよう配慮されております。

学校図書は、中学校への接続内容を別冊にまとめ、数学的な見方・考え方をもとに6年間の学習を振り返ることができるようし、思考力、判断力、表現力等を育むよう配慮されております。

教育出版は、数学的な見方・考え方を働きかけ問題解決の結果を表現できるデジタルコンテンツを設け、思考力、判断力、表現力等を育むよう配慮されております。

啓林館は、児童の問いや気付きをもとにめあてを設定し、課題解決を促し、思考力、判断力、表現力等を育むよう配慮されております。

日本文教出版は、数学的な見方・考え方を示して、意図的に働きながら学習する場を設定し、思考力、判断力、表現力等を育むよう配慮されております。

以上、各社ともに、岩手の児童の状況を踏まえ、どのような点に配慮と工夫が見られるかについて、資料作成基準に基づき適切に調査していることを報告いたします。

(F 委員)

- ・ 理科の調査員による調査資料について報告いたします。

理科の教科書は、6社から発行されております。

東京書籍は、働きかける見方・考え方を具体的に示すことを通じて問題解決の活動を促し、資質・能力が育成できるよう工夫されています。また、学習を通して自分がどのように変容したかを把握する場面を設け、学びが深まるよう配慮されています。

大日本図書は、各学年において育成を目指す問題解決の力を重視した活動を設け、資質・能力が育成できるよう工夫されています。また、日常生活、社会との関連やものづくりの大切さを重視しており、学びが深まるよう配慮されています。

学校図書は、単元の導入において、重視する問題解決の力を示すことを通じて、主体的な問題解決を促し、資質・能力が育成できるよう工夫されています。また、学習したことと日常生活、社会の関連についての資料が充実しており、学びが深まるよう配慮されています。

教育出版は、問題解決の流れを明確にし、主体的な問題解決の活動を通して、資質・能力

が育成できるよう工夫されています。また、学習の前後で、自分自身の成長を実感できるような振り返りを例示することで、学びが深まるよう配慮されています。

信州教育出版社は、自ら学ぶ楽しさを味わいながら、問題解決を踏まえた活動を通して、資質・能力が育成できるよう工夫されています。学んだことと日常生活、社会との関わりやものづくりの意義を大切に扱い、学びが深まるよう配慮されています。

啓林館は、理科の見方・考え方を働かせた問題解決の活動を進める中で、資質・能力が育成できるよう工夫されています。また、「はじめに考えよう」と「もう一度考えよう」の場面を設け、自己の成長などを可視化し、学びが深まるよう配慮されています。

各社ともに学習指導要領の要点を踏まえ、問題解決の活動の充実や、日常生活や社会との関連について重視された構成になっていることが分かりました。

以上、理科教育の目標を踏まえ、かつ資料作成基準に則り、適切に調査されていることを報告いたします。

(G委員)

- ・ 生活の調査委員による調査資料について報告いたします。

生活の教科書は7社から発行されております。

東京書籍は、単元末に思いや願いを実現する姿を示し、次の活動や自分の生活に生かすことができるよう工夫し、上巻は全てかな表記するなど児童の発達段階に配慮されております。

大日本図書は、表現の参考となる話型や表現方法を吹き出しで示し、季節の流れに沿った大単元で、学校の実態に応じた指導ができるように配慮されております。

学校図書は、遊びや体験を通して身近な対象と関わり、その特徴やよさに気付くことができるよう工夫し、キャラクターのつぶやきや会話で児童が気付きの質を高められるよう配慮されております。

教育出版は、キャラクターの問い合わせの投げかけで、身近な対象と関わり、その特徴やよさに気付くことができるよう工夫し、個に応じたカラーユニバーサルデザインで分かりやすいよう配慮されております。

信州教育出版は、学びの深まりや広がりにつながる感動体験や表現活動を示すことで、思考力、表現力、判断力等を育むとともに、縦書きにより見出し、写真やイラストが分かりやすいよう配慮されております。

光村図書は、小単元ごとに思考・感情、思考・表現の両面から振り返る活動を通して次の活動や、自分の生活に生かすことができるよう工夫し、豊富な挿絵や写真で興味・関心を引き出すように配慮されております。

啓林館は、学習の振り返りの視点や、学びを生かそうとする姿を示し、次の活動や自分の生活に生かすことができるよう工夫し、小単元名、本文などを定位置に固定し、分かりやすく配慮されております。

各社とも、児童が主体的に活動するためのきっかけとなるような内容になること、活動の際に気付いたことをそのままにせず、書きとめる等の振り返りや表現の仕方を取り入れていること、スタートカリキュラムの活用、多様な人々との関わり、ICTの活用など、現在の教育

課題に対すること等の内容が取り上げていることが分かる調査内容でした。

岩手の児童や生活科の教科の特性を踏まえ、かつ資料作成基準に則り、適切に調査されていることを報告いたします。

(H委員)

- ・ 音楽の調査員による調査資料について報告いたします。

音楽の教科書は、2社から発行されております。

教育出版は、題材を発達段階に応じてステップアップできるよう系統的に配列し、表現活動と鑑賞活動を効果的に組み合わせることで、6年間を見通して資質・能力の育成が図られるよう工夫されております。全学年の「学習マップ」や「まなびナビ」、3年生以上に位置付けられている「学習の進め方」によって、学習の目的や留意点を示したり、個別最適な学びを支援するための資料を提示したりするなど、児童一人ひとりの学びに向かう力、人間性等を養うことができるよう工夫されております。

教育芸術社については、教材の特長を生かした多様な学習が展開できるよう題材を配列し、表現活動と鑑賞活動を効果的に組み合わせることで、6年間を見通して資質・能力の育成が図られるよう工夫されております。全学年の「学習マップ」や「ふり返りのページ」、各題材に設けられている「考える」「演奏する」などのマークによって、学習の見通しや振り返りの観点を示したり、生活の中にある音や音楽への関心を促す教材を配置したりするなど、児童一人ひとりの学びに向かう力、人間性等を養うことができるよう工夫されております。

2社ともに、音楽に対する感性を働かせて音や音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉えること、捉えたことを言葉や音楽活動を通して思考・判断し、思いや意図をもって表現を工夫するなど、自己のイメージや感情、生活や文化などと関連付けることができるよう内容や構成、題材の配列等が工夫されていることがよくわかる調査内容でした。

岩手の児童の実態を踏まえ、かつ資料作成基準に則り、適切に調査されていることを報告いたします。

(I委員)

- ・ 図画工作の調査員による調査資料について報告いたします。

図画工作の教科書は、2社から発行されております。

開隆堂出版は、題材ごとに重点を示しており、題材の学習で身に付いた力を振り返ることができますようになっています。また、つくり方の手順を示し、知識・技能を高めながら学習を深められるよう配慮されています。全体的に年間を通してバランスよく資質・能力を育成できるように作られています。

日本文教出版は、育成する内容について5項目に細分化して活動できるようになっております。学習意欲を引き出し、次の学びへと繋げられるよう工夫されているところが特長です。題材の中でバランスよく資質・能力を育成できるような編成となっています。

2社ともに、主体的・対話的で深い学びの実現を図り、資質・能力を育成することを目指した内容となっており、学習指導要領の趣旨に沿って作成されていることがよくわかる調査内容でした。

岩手の児童の実態を踏まえ、かつ資料作成基準に則り、適切に調査されていることを報告します。

(J 委員)

- ・ 家庭の調査員による調査資料について報告いたします。

家庭の教科書は、2社から発行されております。

東京書籍は、大題材をステップ1「課題発見」、ステップ2「課題解決・実践活動」、ステップ3「評価・改善」という3つのステップによる構成としております。各ステップで、「話し合おう」「調べよう」「考えよう」などの具体的な学習活動を示したり、学習を深めるためのコンテンツとして、知識及び技能の習得に役立つ動画や思考ツールなどを活用できるように二次元コードを掲載したりしており、生活をよりよくしようと工夫する資質・能力を育むことができるよう工夫されております。また、実寸大の巻末資料など、知識及び技能のポイントを確認できる資料が掲載されております。さらに、成長の記録が一覧できるページを掲載し、学習に見通しをもって取り組んだり、自分で学習を進めたりすることができるよう配慮しております。

開隆堂は、問題解決的な学習過程を大切にするとともに、2年間の系統性や題材構成を考慮し、基礎的・基本的な学習を段階的に積み重ね、知識及び技能の習得を図ることができるよう工夫されております。さらに、各題材の「生かす・深める」の段階や題材の終わりに今後の実践に向け考え方を記述する活動を行えるようにし、習得した知識及び技能を次の学習や生活に生かすことができる学習の展開を通して、生活をよりよくしようと工夫する資質・能力を育むことができるよう工夫されております。また、気付きや課題につながる問い合わせを記載することで、生活の事象に着目しながら、学習を自分事として捉えることができるようになります。また、巻末の資料や動画リンクを活用したりすることにより、自分で学習を進めることができます。

各社とも家庭科で目指す資質・能力の育成に向けて、学習指導要領に沿って作成されていることがよく分かる調査内容でした。

岩手の児童の実態を踏まえ、かつ資料作成基準に則り、適切に調査されていることを御報告いたします。

(K 委員)

- ・ 保健の調査員による調査資料について報告します。

保健の教科書は、6社から発行されております。

東京書籍は、身の回りの生活場面における課題について、児童の考え方を記述する活動や自己の生活を見直す活動を効果的に位置付け、実生活における実践に結び付けるよう配慮されています。

大日本図書は、学習ゲームにより身の回りの生活場面における課題への気付きを促しながら、活用して深める学習を効果的に位置付け、実生活における実践に結び付けるよう配慮されています。

大修館は、著名人との対話から身の回りの生活場面における課題意識をもたせ、課題を修正する活動を効果的に位置付け、実生活における実践に結び付けるよう配慮されています。

文教社は、身の回りの生活場面における課題を取り上げ、調べたり考えたりしながら、これから的生活について考える学習を効果的に位置付け、実生活における実践に結び付けるよう配慮されています。

光文書院は、身の回りの生活場面における課題について伝え合う活動や、学習内容を自分の生活に生かす活動を効果的に位置付け、実生活における実践に結び付けるよう配慮されています。

学研は、身の回りの生活場面を振り返って課題意識をもたせ、対話的な活動を設定し、今後の生活に生かす活動を効果的に位置付け、実生活における実践に結び付けるよう配慮されています。

各社とも、身の回りの生活における健康・安全に関する内容について、実践的に理解することができる内容であり、学習指導要領に沿って作成されていることがよく分かる調査内容でした。

岩手の児童の実態を踏まえるとともに、資料作成基準に基づいて、適切に調査されていることを報告します。

(L委員)

- ・ 外国語の調査員による調査資料について報告いたします。

英語の教科書は6社から発行されております。

東京書籍は、コミュニケーションのモデルを音声や動画で確認しながら言語活動を行うことを通じて、コミュニケーション能力の基礎が育成されるように配慮されています。また、表現活動や振り返りの場面を適切に位置付けるなど主体的に学習できるよう工夫されております。

開隆堂は、目指す姿を具体的に示し、単元を通じて繰り返し言語活動を行うことを通じて、コミュニケーション能力の基礎が育成されるように配慮されています。また、年間の学習の見通しを明示し、各単元や総括的評価の場面で振り返りを適切に位置付けるなど主体的に学習できるように工夫されております。

三省堂は、場面を明確にした言語活動に繰り返し取り組むことを通じて、コミュニケーション能力の基礎が育成されるように配慮されています。また、大きな単元の過程を明確化し、児童が見通しをもつ事と振り返りを適切に行うなど主体的に学習できるように工夫されております。

教育出版は、デジタル教材等で気付きを促しながら、場面や状況を意識した言語活動に取り組むことを通じて、コミュニケーション能力の基礎が育成されるように配慮されています。また、各単元の言語活動の適切な振り返りを通して、主体的に学習できるように工夫されております。

光村図書は、設定されている各学年の目標に向けて、各単元で言語活動に取り組むことを通して、コミュニケーション能力の基礎が育成されるように配慮されています。また、各 Unit や学年末への見通しを持つ事、振り返りを計画的に行いながら、主体的に学習できるように工夫されております。

啓林館は、デジタル教材等を活用しながら、思考力・判断力を発揮する言語活動を繰り返すことを通して、コミュニケーション能力の基礎が育成されるように配慮されています。また、学習の見通しと振り返りを適切に行いながら学習に取り組むことにより、主体的に学習できるように工夫されております。

各社とも、学習指導要領の趣旨に沿って作成されていることがよく分かる調査内容でありました。

岩手の児童や外国語教育の現状や課題を踏まえ、資料作成基準に基づき適切に調査されていることを報告いたします。

(M委員)

- ・ 道徳の調査員による調査資料について報告いたします。

特別の教科道徳の教科書は6社から発行されております。

東京書籍は、道徳的価値に迫ることと、自身の今後の生き方を考えることの観点で2つに発問を絞り、道徳性を養うことができるよう工夫されております。また、教材の文章を精選したり、共感を呼ぶ質の高い挿絵をつけたりして、今を生きる児童が道徳的価値について深く考える助けとなるよう表記が配慮されております。

教育出版は、役割演技や解決法の話合いなど「体験的な学習」「問題解決的な学習」による多様な指導方法を示すことで、道徳性を養うことができるよう工夫されております。また、全国共通の行事や、実在するお祭りなどを題材にすることにより、地域や家庭と連携した学習が展開できるよう配慮されております。

光村図書は、話合い活動の仕方や、役割演技の方法を、図やイラスト、言葉で具体的に示すことにより、道徳性を養うことができるよう工夫されております。また、物語教材における挿絵に登場人物の名前を添え、情報を整理することで、本文のストーリー展開を助ける作りにするなど、表記が配慮されております。

日本文教出版は、特設ページ「ぐっと深める」において、児童の思考を深めるための手立てを写真で例示することにより、道徳性を養うことができるよう工夫されております。また、全教材に内容項目、キーワードとリード文や登場人物紹介が付記され、児童が教材内容を素早く理解できるよう表記が配慮されております。

光文書院は、多面的・多角的に考えを深めることができるよう、発達段階に応じた思考ツールを掲載することで、道徳性を養うことができるよう工夫されております。また、全学年34～35教材に加え、さらに5教材を付録として取り上げて、学校や地域の実態に即して弾力的に取り扱えるよう配慮されております。

学研は、一つのテーマのもと、内容項目が異なる2教材を連続して学ぶユニット教材により、道徳性を養うことができるよう工夫されております。また、所々に特設ページ「深めよう」を設け、心の動きを可視化したり、自分だったらどうするかを考えたりすることで自己

を見つめられるよう配慮されております。

各社ともに、岩手の児童の実態を踏まえ、どのような点と配慮と工夫がみられるかについて、資料作成基準に基づき適切に調査されていることを報告いたします。

(N委員)

- 皆様御承知のとおり、特別支援教育の一般図書は、毎年、児童生徒個人に対して障がいの状況と発達の段階等に応じたものを採択します。採択にあたっては、一人一人、教科ごとに提出される「一般図書選定の理由書」により、その一般図書が該当児童生徒にとって適切であるか否かを判断いたします。

従いまして、特別支援教育の一般図書の調査資料は、「一般図書選定の理由書」として報告されます。

昨年度、本県の特別支援学校において採択した一般図書、過去10年間で調査した図書を除き、新たに、障がい種、学部、学年、学級、教科をいくつか想定し、調査員が適切と判断した一般図書20冊について、令和5年5月23日、24日の二日間にわたって、調査が実施されました。

その調査資料について、調査員から説明を受けましたので、特別支援教育の一般図書の担当審議委員である私から、審議委員会の皆様に御報告いたします。

資料をおめくりいただき、「一般図書選定の理由書」番号4を御覧願います。これは、「よみかた絵本」について、知的障がいの小学部5年の児童で、国語の一般図書としての「一般図書選定の理由書」です。

「図書の内容」については、文章の語感を楽しんだり、文章から広がる世界をイラストで味わったり、読んだり見たりすることが楽しくなるような図書でございます。

「選定の理由」における「児童生徒の実態」については、想定した児童の発達の状況に加えて興味・関心の様子、また、この図書がこの児童にとって適切であるということを説明しています。

「指導の概略」では、(1)読み聞かせを聞く。(2)言葉の響きやリズムを味わいながら、本書を教師と一緒に音読する。(3)短文に出てくる単語を絵の中から見つける。など指導のステップを示しています。

次に、「一般図書選定の理由書」番号7を御覧願います。これは、「考え方のえほん」について、聴覚障がいと知的障がいを併せ有する中学部1年生の一般図書としての「一般図書選定の理由書」です。

「図書の内容」については、食べ物や道具、衣服や動物などの考え方について広く紹介している本で、同じ食べ物でも容器によって考え方方が変わることなど、使用する単位についてのきまりが詳しく説明されている図書でございます。

「選定の理由」における「児童生徒の実態」については、想定した児童の発達の状況に加えて興味・関心の様子、また、この図書がこの児童にとって適切であるということを説明しています。

「指導の概略」では、(1)「いろいろなものを数えてみようゲーム」に取組み、「お金」「バナナ」「カニ」を数える。(2)「バナナ」や「カニ」の単位は、既習の「円」では

適当でないことに気付き、どんな単位が適切か調べることへの課題意識をもつ。(3)教師と一緒に本書を読み、バナナは○本、カニは○杯という単位を使って数えることや、ほかにも様々な単位があることを知る。など指導のステップを示しています。

(O委員)

- ・ 次に、「一般図書選定の理由書」番号10を御覧願います。これは、「なぞなぞのみせ」について、病弱と知的障がいを併せ有する小学部5年の児童で、生活の一般図書としての「一般図書選定の理由書」です。

「図書の内容」については、絵本の内容や特徴について、具体的に示したものになっています。

「選定の理由」における「児童生徒の実態」については、想定した児童の発達の状況に加えて興味・関心の様子、また、この図書がこの児童にとって適切であるということを説明しています。

「指導の概略」では、(1)各ページの絵を見て、どんな物が売っているかを探して発表する。(2)教師と一緒になぞなぞを読み、答えを考える。(3)どんなものを売っている店なのか、そしてその店の名称について知る。など指導のステップを示しています。

その他、17冊の一般図書につきましても、「一般図書選定の理由書」から、想定した障がい、学部の児童生徒にとって、内容等が適切であり、各教科の指導を効果的に進めができるものと判断いたします。

以上で報告を終わります。

(佐藤会長)

- ・ 担当委員の方、報告ありがとうございました。
- ・ それでは、ただいまの報告を受けて協議に入ります。
- ・ 委員の皆さまから御質問・御意見はございますでしょうか。

(佐藤会長)

- ・ 質問がないようですので、それでは、種目ごとの調査内容を、ただいまの報告のとおり了承することとしてよろしいか、確認いたします。

審議委員了承

(佐藤会長)

- ・ 委員の皆様の了承が得られました。調査資料についての慎重審議ありがとうございました。
- ・ また、調査に当たられた調査員の方々、本日ここにいる代表者の方を始め、調査員全員の方々本当に御苦労さまでした。
- ・ 報告に当たった審議委員の方々、大変ありがとうございました。
- ・ それでは、審議委員の方から、教科用図書の審議に携わっていただきましたことについて、ご感想等一言お願いします。

(略)

- ・ありがとうございました。
- ・調査資料の協議の部分は終了しましたので、その他につきまして、事務局からお願ひします。

5 その他

(事務局)

- ・ 今後の審議会の進め方につきまして、事務局から御説明申し上げます。
- ・ 本来であれば、この後第3回教科用図書選定審議会を開催し、第1回、第2回の審議内容について改めて御確認いただき、本審議会としての答申をまとめていただくこととなるのですが、佐藤会長に一任としていただくことを了承いただければ、今回で、実質審議を終了という形を取らせていただきたいと考えますが、そのように進めてよろしいか、伺います。

(佐藤会長)

- ・ 今、事務局から提案のあったように、今後は会長に一任ということでおよろしいでしょうか。

審議委員了承

(佐藤会長)

- ・ では、会長の責任で進めさせていただきます。

(事務局)

- ・ ありがとうございました。
- ・ それでは、本日の審議結果並びに今後の答申を受けまして、今後、県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会、岩手大学教育学部附属小学校並びに特別支援学校、私立学校を所管する本庁のふるさと振興部に対し、調査資料を送付し、県教育委員会からの指導・援助といたします。
- ・ 事務局からは以上です。

(佐藤会長)

- ・ 皆様、慎重審議ありがとうございました。皆様の御協力をもちまして、大役を無事に務めることができました。では、進行を事務局にお返しします。

6 閉会

令和5年度第3回教科用図書選定審議会議事録

令和5年6月12日（月）

13:00～13:30

1 開会（事務局）

2 主催者挨拶（坂本美知治教育次長兼学校教育室長）

- ・ 第3回教科用図書選定審議会に当たりまして、県教育委員会を代表し、一言御挨拶を申し上げます。
- ・ まずもって、佐藤会長におかれましては、御多用中のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。
- ・ 第1回、第2回審議会におきましては、県内の義務教育諸学校において、児童生徒が使用する教科書の選定に関する「採択基準」及び「教科用図書選定のための資料作成基準」、「調査票」等について、熱心に御審議いただき、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。
- ・ 本日は、審議結果の答申を頂戴することとなります。本審議会からのこの答申に基づき、各市町村教育委員会等に対して、指導、助言、援助を進めていくことといたします。
- ・ 結びに、長期間にわたる御審議、並びに会長としての会の円滑な運営にあたりまして、誠にありがとうございました。

3 答申

佐藤委員（審議会会長）→県教育委員会（坂本美知治教育次長兼学校教育室長）

4 会長挨拶（佐藤委員）

- ・ 会長の佐藤でございます。
- ・ 改めまして、諮問いただきました事項につきまして、教科用図書の調査を含み、2回にわたる審議会で審議し、ここに答申としてまとめることができましたことを、報告いたします。
- ・ 今回、新規の教科書検定を経た小学校用教科書及び特別支援教育の一般図書について、調査研究いたしましたので、採択基準、資料作成基準と併せて調査票等を答申いたします。
- ・ 今後、これらは、市町村教育委員会及び特別支援学校等に通知され、8月末までに、各地で教科書の採択を行っていただく運びとなっているところでございます。
- ・ 以上、簡単ではございますが、審議終了の挨拶といたします。

5 その他

6 閉会（事務局）

議事錄署名委員

氏名：田代航印

氏名：君塚裕子印